別紙様式第五十一　（平30財令45・全改、令元財令９・令２財令68・一部改正）

備考記載：金融商品の取引等の
場合に限る。
金融商品：株　券　等

外国法人の内部管理業務等に関する報告書

（報告者の決算月：　　年　　月決算）

財 務 大 臣 殿
（日本銀行総裁）

報告年月日：
報　告　者：
　住所又は居所：
　名称及び代表者の氏名：
　報告者の法人番号：
　組織又は団体区分：
　報告者の名称：
　報告者の住所（連絡場所）：

（記入上の注意）

外国法人名	口座番号	決算月	増加額及び減少額	残高	外国法人への金銭の払込額	金銭以外の財産の払込額	備考	外国法人からの配当への再投資額	外国法人からの償還への再投資額	外国法人からの償還への支払額	外国法人による会社からの購入金額	会社から外国法人への売却額	他の外国法人からの買取額	外国法人の内部管理残高	外国法人の内部管理（増減）

（記入上の注意）１　記載による記入すること。
２　「報告者の住所」欄には、報告者の登録について管理されるものの住所を記入すること。
３　「報告者の法人番号」及び「外国法人の口座番号」欄には、番号を有する場合に限り当該番号を記入すること。
４　「外国法人からの償還への再投資額」欄については、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第16項に規定する「振替口座簿」をいう。以下同じ。）に記入を要しない。
５　「外国法人による会社からの購入金額」欄については、「資金決済に関する法律」（平成21年法律第59号）第２条第５項に規定する資金移動業者（以下「資金移動業者」という。）を通じて行う振込（法第31条の２に規定する「振込等」をいう。以下同じ。）は記入を要しない。
６　「外国法人の内部管理残高」欄には、外国法人の財産総額を金額を記入すること。
７　「外国法人の内部管理（増減）」欄には、外国法人の証券総額（金額で）」欄には、外国法人の証券総額及び金銭等総額並びに金銭等総額に占める割合、支払総額（ただし、資本剰余金の減少による配当金を除く。）を記載した金額を記入すること。
８　報告書が法人の場合には、当該報告書の事務処理において記入する必要があるが、それが困難な場合には、報告の対象となる外国法人の事務処理において記入しても差し支えない。
９　報告書が複数枚の場合には、通し番号を付すること。
10　記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式全体について適当な大きさの白紙を用いて作成すること。

（日本銀行処理欄）

報告者の氏名又は名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

付表１　海外支店等への対外直接投資等残高

（報告者の決算月：　　年　　月決算）

（千通貨単位）

所在国又は地域	通貨名	設置資金及び拡張資金	支店等に対する貸付金残高	支店等からの借入金残高

（記入要領）　１　西暦により記入すること。

２　本表における「海外支店等」とは、法第23条第２項に規定する支店等をいい、「対外直接投資等」とは、法第20条第11号に規定する資本取引及び海外支店等に対する対外直接投資をいう。なお、当該海外支店等の有する資産の額が１億円相当額以下の場合には、報告を要しない。

３　「設置資金及び拡張資金」、「支店等に対する貸付金残高」及び「支店等からの借入金残高」欄には、所在国又は地域ごとに通貨別に集計し、各通貨千単位で記入すること。

４　「設置資金及び拡張資金」欄には、支店等の純資産を記入すること。ただし、純資産の把握が困難な場合には、支店等の資産から支店名義で親会社以外から調達した資金の残高及び支店等に対する貸付金の残高を除くことにより算出しても差し支えない。

５　「支店等に対する貸付金残高」及び「支店等からの借入金残高」欄は、「資産負債状況報告書」を提出している銀行等は、記入を要しない。

付表２　外国の会社型投資信託の残高

（報告者の決算月：　　年　　月決算）

（千通貨単位）

所在国又は地域	通貨名	残　高

（記入要領）　１　報告者が議決権の100分の10以上を所有している外国の会社型投資信託で、当該出資に係る残高が、１億円相当額（報告者の事業年度末における簿価）を超える場合、その残高を投資信託の所在国又は地域ごと、通貨ごとに記入すること。

２　同一の所在国又は地域に対し複数の契約がある場合には通貨別に集計の上、記入すること。

３　記入欄が不足する場合には、本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

（日本産業規格Ａ４）

報告者の氏名又は名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

付表３　外国関連企業の主要資産負債勘定等
（報告者の決算月：　　年　　月決算）

（千通貨単位）

外国関連企業名	業種番号	所在国又は地域	通貨名	外国関連企業から当社への貸付金残高	外国関連企業から当社への債券投資残高	外国関連企業による当社からの借入金残高	当社から外国関連企業への債券投資残高

（記入要領）１　本付表については、本省令第29条各号に掲げるものについて記入すること。
２　各欄について、報告者の事業年度末における状況に代えて、外国関連企業の直近の事業年度末の状況を記入して差し支えない。この場合、「外国関連企業名」欄には、外国関連企業の名称に加え当該外国関連企業の決算月を補記すること。なお、報告の対象となる残高が10億円に満たない場合には、各欄の記入を要しない。
３　「業種番号」欄には、本省令別表第３に定める番号を記入すること。
４　「外国関連企業から当社への貸付金残高」欄については、「資産負債状況報告書」を提出している銀行等は記入を要しない。
５　「外国関連企業による当社からの借入金残高」欄については、「資産負債状況報告書」を提出している銀行等及び「非居住者に対する貸付け等の実行の状況に関する報告書」を提出している保険会社は記入を要しない。
６　記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

（日本産業規格Ａ４）